

榛東村地域防災計画（令和2年度）修正の概要

1 修正の背景

現行の榛東村地域防災計画（平成28年1月修正）は、防災関連法令の改正、国の防災基本計画、群馬県の地域防災計画の修正及び被害想定公表等を踏まえ、榛東村の防災・減災対策を推進するため諸般の改訂を行い、現在に至っている。

その後、平成27年9月関東・東北豪雨災害、平成28年熊本地震、平成28年台風10号災害、平成29年7月九州北部豪雨災害、平成30年7月西日本豪雨災害、令和元年房総半島台風（台風第15号）災害、令和元年東日本台風（台風第19号）災害など、各地で大規模な災害が発生した。これらの大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正等を行い、群馬県においても、群馬地域防災計画を修正したほか、災害時の受援計画等の策定やガイドラインの改定などを行い、防災力の強化を推進している。

本村においても、榛東村災害時受援計画（令和元年5月）や榛東村業務継続計画（令和元年5月）の策定など、防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図ってきた。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本村の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく、計画を修正するものである。

2 計画の構成

榛東村地域防災計画は、「第1編 一般対策編」「第2編 震災対策編」「第3編 県外の原子力施設事故対策編」「第4編 資料編」の4つの編で構成している。

また、災害種別の計画（一般、震災、県外の原子力施設事故）は、計画の全般的な目的、防災関係機関とその業務、地域の特性、過去の災害等を定めた総則及び平時の取組（災害予防）、災害時の対応（災害応急対策）及び災害からの回復（災害復旧・復興）の3つの局面を基本として構成している。

〈榛東村地域防災計画の構成〉

編構成	章構成	内容
第1編 一般対策編	第1章 総則 第2章 災害予防 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧・復興	台風、大雨、洪水による浸水・土砂災害や風害、大雪による雪害、林野火災への対策を定めている。
第2編 震災対策編	第1章 総則 第2章 災害予防 第3章 災害応急対策 第4章 災害復旧・復興	地震による揺れ、火災への対策を定めている。
第3編 県外の原子力施設事故対策編	第1章 災害予防 第2章 災害応急対策 第3章 災害復旧	県外の原子力施設における事故に備え、県が実施する予防対策、応急対策及び復旧対策を記載するとともに、村にとって必要な事項を定めている。
第4編 資料編	—	この計画全般に関する資料、様式を記載している。

3 修正のポイント

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法の改正に伴うもの

- ・「屋内安全確保」の指示は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに指示することを明記した。
- ・避難所以外の「在宅避難者」にも情報提供や応急物資等の配布に努めることを明記した。
- ・安否情報提供の際のDV被害者等の個人情報の管理の徹底を明記した。
- ・緊急通行車両の通行障害となる放置車両等に対しては、道路管理者が移動等の措置をとることができることを明記した。
- ・住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等罹災証明書の交付体制の整備及び罹災証明書の支援システムの活用について検討することを追加した。

イ 土砂災害防止法・水防法の改正に伴うもの

- ・土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域にかかる要配慮者の利用施設には避難確保計画の作成等が義務化されたことを踏まえ、同計画の作成等を促進することや避難訓練の実施を明記した。

ウ 大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴うもの

- ・特定大規模災害の発生時には国が定めた復興基本方針に即して復興計画を定め、復興整備事業に係る許認可等の要件緩和措置や災害復旧事業の国や県への代行要請などが行えることを明記した。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画等の修正に伴うもの

- ・住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することや災害リスクと住民のとるべき行動の理解促進を明記した。
- ・災害マネジメントについて支援が必要な場合は「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、県を通じて総務省に「総括支援チーム」の派遣を要請することができることを明記した。
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応を明記した。
- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることを明記した。
- ・災害廃棄物処理について、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整することを明記した。
- ・長期停電・通信障害への対応強化を明記した。
- ・危機管理・防災責任者を対象とした研修への参加を明記した。

イ 群馬県地域防災計画の修正に伴うもの

- ・地震被害想定調査による死者数や経済被害の一定の減少を目標とした「群馬県地震防災戦略」の改訂を踏まえ、村においても減災に寄与する各種施策・事業を推進することを明記した。
- ・県等への応援要請は「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に基づく体制、手順で行うことを明記した。
- ・指定避難所等における要配慮者の福祉の向上や災害二次被害の防止のため、必要に応じて、県に対し災害派遣福祉チーム「ぐんまDWA T」の派遣を要請することができることを明記した。
- ・「地域災害医療対策会議」に参加し、渋川地域の災害時の医療ニーズの把握・分析、DMA Tや救護班の受入調整を一元的に行うことを明記した。

(3) 近年の災害を踏まえた修正

ア 「災害対策本部」等防災体制の見直し

近年の災害の教訓を踏まえ、「榛東村災害対策本部」における本部会議を位置付けるとともに、本部事務局、情報収集・分析、受援統括等の本部内での役割分担を定めるなど、防災体制の見直しを行った。

(4) 村の取組の反映

ア 「榛東村災害時受援計画」に基づく受援体制の整備

「榛東村災害時受援計画」（令和元年5月策定）に基づき、受援に関する連絡・要請方法の確認や応援部隊の活動拠点の確保、訓練などを実施して受入体制を整備すること等を明記した。

イ 「榛東村業務継続計画（BCP）」に基づく災害時の業務継続体制の整備

「榛東村業務継続計画（BCP）」（令和元年5月策定）において、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務について定めたことを明記した。

ウ ため池ハザードマップ（桃泉貯水池、黒髪貯水池）の作成と緊急連絡体制の整備

「桃泉貯水池」「黒髪貯水池」ため池ハザードマップの作成と周知、緊急連絡体制等の整備を明記した。

4 主な修正内容

【第1編 一般対策編】

項目	修正点
第1章 総則	
第1 計画の目的	○国土強靱化地域計画を踏まえた防災対策の推進を追加
第3 防災関係機関の事務又は業務の大綱	○業務の大綱の時点修正
第4 村の概況	○気候データの時点修正
第5 過去の災害	○過去の災害の時点修正
第2章 災害予防	
第1 水害予防計画	○「桃泉貯水池」「黒髪貯水池」ため池ハザードマップの作成と周知、緊急連絡体制等の整備を追加
第3 避難場所・指定避難所・避難路の整備	○避難場所・指定避難所・避難路の整備を追加
第4 建築物の安全性の確保	○防災上重要な施設の堅ろう化、建築基準の遵守指導について追加
第5 ライフライン施設の機能の確保	○大規模な風水害時にはライフライン施設の機能確保は重要であるため、一般対策編に追加し、主要設備の安全性の確保、復旧体制の整備、資機材の備蓄等を追加。 ○コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じること等を追加。
第6 避難誘導體制の整備	○警報等の伝達手段の多重化・多様化について追加 ○防災訓練の実施や防災マップの内容の周知徹底、やむを得ない場合の屋内安全確保の周知徹底、避難行動に繋げるための気象警報・避難勧告等の伝達内容の検討、土砂災害の避難勧告等の基準の明確化など、風水害に対する避難誘導體制の充実・強化 ○案内標識への日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用及び周知を追加 ○避難行動要支援者の避難について、村社会福祉協議会との連携、「要援護者情報システム」の活用を追加。
第7 災害危険区域の災害予防	○土砂災害警戒区域の指定があったとき、警戒区域ごとに、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項を定めることを追加 ○浸水想定区域の指定があったとき、浸水想定区域ごとに、避難経路に関する事項、洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項を定めることを追加
第8 情報の収集・連絡体制	○防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムの維持・整備を追加 ○災害関連情報等の地図化等による伝達手段の高度化に努めることを追加 ○住民と連携した異常な自然現象の情報伝達体制の整備を追加 ○応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するための最新の情報通信関連技術の導入に努めることを追加
第9 通信手段の確保	○大規模停電に伴う長期停電・通信障害等への考慮を追加
第10 応援要請と非常参集体制	○訓練実施後の事後評価の実行、マニュアルの見直しを追加

項目	修正点
第11 防災関係機関の連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令、解除を行う際、前橋地方気象台や県に必要な助言を求めることができるよう連絡先の共有等の必要な準備を整えておくことを追加 ○受援計画に基づき、日頃から実効性の確保に留意し、受援体制の整備に努めることを追加 ○県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めることを追加 ○一般事業者等との実効性のある連携体制の整備に留意することを追加 ○警察・消防・自衛隊等の部隊の展開・宿営拠点や緊急輸送ルート等の確保を追加 ○県との円滑な救助の実施体制の構築を追加 ○群馬県大規模氾濫減災協議会等による水災に対する連携体制の構築を追加。
第12 防災中枢機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備について追加 ○自家発電設備の燃料等の確保を追加 ○業務継続計画に、首長不在時の明確な代行順位や重要な行政データのバックアップ、応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理等を定めることを追加
第13 救助・救急及び医療活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における災害医療対策を協議するために県が設置する地域災害医療対策会議に参加することを追加 ○県及び村は、災害時の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めることを追加
第14 緊急輸送活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○道路管理者の発災後の道路啓開、応急復旧時の人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めることを追加 ○道路管理者相互の連携の下、協議会の設置等による道路啓開等の計画立案について追加
第15 避難収容活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○指定緊急避難場所について、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備すること、災害種別に応じて指定がなされていること、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である旨を周知徹底すること、指定基準等を追加 ○指定避難所について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じた住民への周知徹底、住民等の主体的な指定避難所運営、指定緊急避難場所と指定避難所の役割の違いの周知徹底、指定基準等を追加 ○学校を指定避難所として指定する場合の配慮を追加 ○換気、照明等の施設の整備、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器、熱源等避難生活に必要な設備の整備に努めることを追加 ○必要に応じて、福祉避難室用のスペースについて考慮しておくことや空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めることを追加 ○指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めることや良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めることを追加 ○応急仮設住宅について。民間賃貸住宅借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくことを追加

項目	修正点
第16 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○食料は、アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等、要配慮者等へ配慮することを努めることを追加 ○生活必需品は、男女のニーズの違いに配慮することを追加 ○物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有に努めることを追加
第17 広報・広聴体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○広報の方法として、インターネット、携帯電話（緊急速報メール）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）の活用を追加
第18 複合災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○複合災害への備え、複合災害時の災害予防体制の整備、複合災害を想定した訓練の実施を追加
第19 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○訓練にあたっては、実践的なものとなるよう工夫すること、各機関の救援活動等の連携強化に留意すること、災害対応業務に習熟や課題を発見するための訓練の実施に努めることを追加
第20 災害被害を軽減する県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ○県が実施する災害被害を軽減する県民運動の展開について記述
第21 防災知識普及計画	<ul style="list-style-type: none"> ○5段階の警戒レベルにより提供等理解しやすい防災情報の提供、防災知識の普及啓発資料の作成・配布、防災訓練の指導、被災地支援に関する知識の普及等を追加 ○国等が実施する危機管理・防災責任者を対象とした研修への参加に努めることを追加 ○特に、水害・土砂災害のリスクがある学校における防災教育の実施に努めることを追加
第22 村民の防災活動の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用、青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進を追加 ○各領域における専門ボランティアとの連携、行政・NPO・ボランティア等の三者連携、緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理等災害時におけるボランティア活動の環境整備を追加 ○各事業所における事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の取組の推進、村と事業所との協定の締結や防災訓練の実施、要配慮者利用施設の介護保険法関係法令等に基づく避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成等を追加 ○地区防災計画に定めることができる内容等を追加。
第23 要配慮者の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、緊急避難場所から指定避難所への移送、避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施等避難体制の強化を追加 ○要配慮者が災害発生時にとるべき行動等防災教育及び啓発、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携を追加 ○避難行動要支援者名簿情報の適切な管理を追加。
第24 雪害の予防計画	<ul style="list-style-type: none"> ○熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題等への対応を追加
第25 その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の広域処理体制の確立や民間連携の促進、仮置場・処分場の確保、災害廃棄物処理計画の策定を追加 ○住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等罹災証明書の交付体制の整備及び罹災証明書の支援システムの活用について検討すること、応急危険度判定担当との情報共有体制について追加 ○帰宅困難者対策を追加（震災対策編から移動）
第3章 災害応急対策	
第1 警報等の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○警報・注意報の発表基準を変更

項目	修正点
	<ul style="list-style-type: none"> ○府県気象情報等として発表される、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等を追加 ○前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段の変更
第2 避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合の発令時間帯の留意点、「屋内安全確保」についての住民への周知徹底、避難勧告等の警戒レベル及び避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動、避難行動に繋げる避難勧告等の伝達内容の工夫を追加 ○避難勧告等の発令時の県等の助言を追加 ○災害発生情報の追加及び水害・土砂災害についての避難勧告等の発令基準の見直し ○避難勧告等の伝達内容の工夫を追加 ○避難勧告等の発令に当たっては、日没までに避難が完了するよう留意することを追加
第3 防災組織計画	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部、警戒本部の設置基準の見直し・追加（県の設置基準に合わせた） ○災害対策本部会議を明記 ○本部事務局を位置づけるとともに、受援業務の総合調整や応援機関との連絡調整を行う「受援統括係」を置くことを明記 ○国の非常（緊急）災害対策本部等との連携について追加
第4 動員計画	<ul style="list-style-type: none"> ○動員の時点修正
第6 広域（相互）応援等の計画	<ul style="list-style-type: none"> ○被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請、受援体制の確立、国の機関及び県の代行措置を追加
第7 災害情報の収集・連絡・報告	<ul style="list-style-type: none"> ○人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うことを追加 ○人的被害調査の担当を追加
第8 災害通信計画	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時優先電話の利用を追加 ○サービス終了により災害時における非常通話等の取扱を削除
第9 災害の拡大防止及び二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害の拡大防止措置、風倒木による二次災害の防止を追加。 ○救助・救急活動における関係機関の連携、資機材の確保等を追加
第10 被災者の救出及び医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した救出、資機材の確保を追加 ○惨事ストレス対策を追加 ○被災者のこころのケア対策を追加
第11 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ○交通機能の確保のための道路管理者による道路障害物の除去等を追加 ○災害対策基本法に基づく、立ち往生車輛や放置車両の移動を追加 ○輸送拠点における効率的な収集配送のための職員の配置や民間事業者のノウハウの活用を追加
第12 避難所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、指定避難所として開設しないことを追加 ○在宅避難者等の把握、情報提供及び特に在宅の要配慮者への配慮を追加 ○適切な避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得ることを追加 ○避難所における新型コロナウイルス感染症へ対応を追加 ○要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めることを追加

項目	修正点
	○公営及び民間の賃貸住宅への入居のあっせんや応急仮設住宅等の提供に当たっては、高要配慮者対応の住宅の提供や優先的入居に配慮することを追加
第13 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	○食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動の基本的考え方を追加
第14 保健衛生・防疫活動	○被災した飼養動物の保護収容等災害時における動物の管理等を追加
第15 広報・広聴活動	○被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置、被災者生活支援に関する情報の紙媒体での情報提供、ソーシャルメディア等の活用等を追加 ○安否情報提供の際のDV被害者等の個人情報の管理の徹底を追加 ○必要に応じて、幹事社等による代表取材を行うよう要請することを追加 ○要配慮者へ配慮した広報・広聴活動を追加
第16 施設の応急復旧活動	○地図情報等ライフライン事業者への情報提供、石綿の飛散防止等について追加
第17 自発的支援の受入れ	○村が、ボランティアニーズの把握やボランティア活動の支援を行うことを追加 ○義援金と義捐物資の募集、受入れ、配分方法は異なるため、それぞれについて記載するとともに、特に義捐物資の募集、受入れ、配分等が円滑に行われるよう対策を整理
第18 要配慮者対策	○避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供すること、安否確認に利用することを明記 ○県災害派遣福祉チーム「ぐんまDWA T」について追加
第19 県境を越えた広域避難者の受入れ	○広域避難者受入総合窓口の設置、連絡会議の開催等を追加
第20 広域一時滞在	○協議先市町村は、原則被災した住民を受入れることを追加
第22 その他の活動〔文教対策活動〕	○臨時教員の任用、代替教員の確保を追加
第23 その他の活動〔林野火災応急対策活動〕	○関係機関への通報について、具体的に記載
第24 その他の活動〔自衛隊災害派遣要請〕	○自衛隊の自主派遣、自衛隊による提案型支援を追加 ○災害派遣活動の総合調整、派遣要請後の変更手続、派遣部隊等の撤収要請の要求を追加
第25 その他の活動〔農林水産業の災害応急対策〕	○農作物の病害虫の防除、転換作物の導入指導について追加 ○家畜の避難、家畜の防疫・診療、環境汚染の防止を追加
第26 その他の活動〔文化財施設の災害応急対策〕	○文化財収蔵施設の安全性の点検、観覧者の安全確保、文化財の安全確保、災害情報の連絡、応急修復等を追加
第27 その他の活動〔災害救助法の適用〕	○災害救助法の適用基準、救助の種類、救助の実施機関、救助の程度・方法・期間を追加
第4章 災害復旧・復興	
第1 復旧・復興の基本方向の決定	○災害復興対策本部の設置を追加 ○男女共同参画の観点からの女性の参画、及び障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進することを追加
第2 原状復旧	○特定大規模災害の場合、国、県に権限代行制度による対応を要請することができることを追加

項目	修正点
	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき行うこと、解体業者等と連携した解体体制を整備すること、災害廃棄物処理について、社会福祉協議会及びNPO等と連携を追加 ○アスベストの処理については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省 平成29年9月）によることを追加
第3 計画的復興	<ul style="list-style-type: none"> ○復興段階における県、関係地方行政機関の職員の派遣要請を追加 ○防災むらづくりに、障害者、高齢者及び女性等の意見が反映させることを追加 ○被災市街地復興特別措置法等の活用を追加
第4 被災者の生活再建の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○遅滞なく住家等の被害調査を行い、被災者に罹災被災証明を交付することを追加 ○住家等の被害調査は、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用することを追加 ○被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等を被災者に明確に説明することを追加
第5 被災中小企業等の復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会等と連携した中小企業等の被災状況の把握を追加

【第2編 震災対策編】

項目	修正点
第1章 総則	
第1 計画の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○国土強靱化地域計画を踏まえた防災対策の推進を追加
第4 過去の地震被害と被害想定	<ul style="list-style-type: none"> ○過去の地震の追加
第5 減災目標	<ul style="list-style-type: none"> ○「群馬県地震防災戦略」の概要を追加
第2章 災害予防	
第1 水害及び土砂災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ため池の緊急連絡体制等を整備、ハザードマップの作成・周知等の推進を追加 ○大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めること等を追加
第3 建築物の安全化	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次榛東村耐震改修促進計画」（平成29年3月）の概要を追加 ○庁舎、指定避難所等の非構造部材を含む耐震対策、指定避難所等の老朽化対策を進めることを追加 ○文化財の保護を追加
第5 液状化対策	<ul style="list-style-type: none"> ○液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を追加
第19 防災知識普及計画	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急地震速報の普及、啓発を追加
第3章 災害応急対策	
第1 地震情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○地震情報の種類を追加 ○地震情報の伝達系統図の修正
第16 震災の拡大防止及び二次災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を追加
第4章 災害復旧・復興	

【第3編 県外の原子力施設事故対策編】

項目	修正点
第1章 災害予防	
第1 基本方針	○専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を尊重することを追加
第2章 災害応急対策	
第1 情報の収集・連絡	○関係省庁に原子力規制委員会を追加
第3章 災害復旧	